

令和4年第1回（臨時会）  
笠置町議会 会議録（第1号）

|   |   |                     |    |              |       |       |                                  |
|---|---|---------------------|----|--------------|-------|-------|----------------------------------|
| 招集年月日   | 令和4年2月16日 水曜日                                 |                     |    |              |       |       |                                  |
| 招集場所  | 笠置町議会議場                                       |                     |    |              |       |       |                                  |
| 開閉の日時<br>及び宣告者  | 開 会   | 令和4年2月16日<br>10時33分 |    |              | 議長    | 大 倉 博 |                                  |
|   | 閉 会   | 令和4年2月16日<br>16時45分 |    |              | 議長    | 大 倉 博 |                                  |
| 応（不応）招<br>議員及び<br>出席並びに<br>欠席議員                       | 議席番号  | 氏 名                 | 出欠 | 議席番号         | 氏 名   | 出欠    | 出席<br>6名<br>欠席<br>1名<br>欠員<br>1名 |
|   | 1   | 向出 健                | ○  | 5            | 坂本英人  | ○     |                                  |
|   | 2   | 松本俊清                | ○  | 6            | 田中良三  | ×     |                                  |
|   | 3   | 由本好史                | ○  | 7            | 西 昭夫  | ○     |                                  |
|   | 4   | 欠 員                 |    | 8            | 大倉 博  | ○     |                                  |
| 地方自治法<br>第121条の<br>規定により<br>説明のため<br>出席した者<br>の 職 氏 名 | 職   | 氏 名                 | 出欠 | 職            | 氏 名   | 出欠    | 出席<br>8名<br>欠席<br>0名             |
|   | 町 長   | 中 淳志                | ○  | 税 住 民 長<br>課 | 石原千明  | ○     |                                  |
|   | 参 与   | 岩木雅邦                | ○  | 保健福祉<br>課 長  | 大西清隆  | ○     |                                  |
|   | 参事兼総務<br>財政課長<br>事務取扱兼<br>商工観光<br>課 長<br>事務取扱 | 前田早知子               | ○  | 建設産業<br>課 長  | 岩崎久敏  | ○     |                                  |
|   | 総務財政課<br>担当課長兼<br>会計管理者                       | 森本貴代                | ○  | 人権啓発<br>課 長  | 石川久仁洋 | ○     |                                  |
| 職務のため<br>出席した者<br>の 職 氏 名                             | 議会事務<br>局 長                                   | 穂森美枝                | ○  | 議会事務局<br>次 長 | 草水英行  | ○     |                                  |
| 会 議 録<br>署 名 議 員                                      | 5 番   | 坂 本 英 人             |    | 7 番          | 西 昭 夫 |       |                                  |
| 議 事 日 程   | 別紙のとおり  |                     |    |              |       |       |                                  |
| 会 議 に<br>付 した 事 件                                     | 別紙のとおり  |                     |    |              |       |       |                                  |
| 会 議 の 経 過   | 別紙のとおり  |                     |    |              |       |       |                                  |

# 令和4年第1回笠置町議会会議録

令和4年2月16日～令和4年2月16日 会期1日間

議 事 日 程 (第1号)

令和4年2月16日 午前10時33分開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 承認第1号 令和3年度笠置町一般会計補正予算(第7号)に伴う専決処分の承認を  
求める件
- 第6 議案第1号 笠置町庁舎耐震改修工事請負変更契約締結の件
- 第7 議案第2号 笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件
- 第8 議案第3号 笠置町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例一部改正の件
- 第9 議案第4号 令和3年度笠置町一般会計補正予算(第8号)の件
- 第10 閉会中の継続審査及び調査の件

開 会 午前10時33分

議長（大倉 博君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和4年2月第1回笠置町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

田中良三議員から、病気治療のため欠席届が提出されていたので、御報告します。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

議長（大倉 博君） 日程第1、議席の指定を行います。

役場庁舎耐震工事による議場変更に伴い、ただいま御着席の議席を指定いたします。

---

議長（大倉 博君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、坂本英人議員及び7番、西昭夫議員を指名します。

---

議長（大倉 博君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。会期は本日1日間に決定しました。

---

議長（大倉 博君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る1月10日に、南山城村やまなみホールにて令和3年度の成人式が規模を縮小し開催され、西副議長と共に出席をいたしました。

2月3日、京都府振興協会主催の市町村トップセミナーが開催されました。新型コロナウイルス感染症対策のため、会場での聴講とリモートによる視聴で開催され、町長及び西副議長と共に、役場にてリモートにより参加をいたしました。

これらに伴いまして、議会会議規則第129条の規定により議員の派遣を行いました。

以上、議会報告とします。

議場変更に伴う笠置テレビの収録のため、議場内に職員によるテレビ撮影を許可していますので申し添えます。

なお、議会運営上、議会運営につきまして、今臨時会において不穏当な発言があった場合には、後日会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。町長。

町長（中 淳志君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和4年第1回笠置町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用のところ、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

京都府では、1月27日から2月20日まで京都府全域が新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の区域となっておりますが、新規感染者数と病床使用率が高い水準となっていることから、昨日、政府に延長を要請することが決定されました。住民の皆様方には御負担をおかけすることになりますが、引き続き御協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、町政の状況について御報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する状況につきましては、当町におきましても今年に入り7名の方が陽性と確認され、2月15日現在、合計で9名の感染となりました。

2月13日には、笠置いこいの館において65歳以上の方々を対象に新型コロナウイルスの3回目のワクチン接種を行い、混乱もなく約500名の方々の接種が終了いたしました。3月6日には、65歳未満の方々への3回目の接種を行いますが、接種が終わったからと安心せず、引き続き感染症対策を徹底していただきますようお願い申し上げます。

住民の皆様には、町事業の中止や縮小、また、行動の自粛や移動の制限など多くの御不便をおかけしておりますが、一日でも早くふだんの日常を取り戻すためにも御協力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

本臨時会に御提案申し上げます案件は、承認1件、議案事件は補正予算1件を含む4件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。以上でございます。

議長（大倉 博君） これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時38分

再 開 午後 1時00分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（大倉 博君） 日程第5、承認第1号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第7号）に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 承認第1号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第7号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,748万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億4,016万2,000円とするものです。

内容につきましては、国の令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要綱に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給するものでございます。

対象となられる方への御案内を早く進めるためにも、地方自治法第179条第1項の規定により、1月24日付で専決処分を行いました。御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

承認第1号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第7号）に伴う専決処分の承認を求める件について御説明させていただきます。

予算書の7ページを御覧ください。

歳入でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金で、2,748万9,000円計上しております。非課税世帯に対します給付金といたしまして2,710万円、給付に係る事務費といたしまして38万9,000円、それぞれ計上させていただいております。

次、8ページを御覧ください。

歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業といたしまして2,748万9,000円計上させていただいております。国の令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領に基づきまして、非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を給付するものでございます。対象となる非課税世帯につきましては、世帯員全員が住民税非課税の世帯であって、他の世帯の課税者に扶養されていないというのが条件でございます。ですので、全員が非課税世帯であったとしても、その世

帯全員が他の世帯の課税者に扶養されておられる場合は対象外となります。

予算の内訳でございますが、封筒などの費用といたしまして需用費で15万5,000円、郵送代や振込手数料といたしまして役務費で90万円、給付金とシステム改修費用といたしまして負担金補助及び交付金で2,724万4,000円計上しているところでございます。

説明は以上でございます。

(「訂正したほうがいいんちゃう」と言う者あり)

保健福祉課長(大西清隆君) 失礼いたします。

訂正させていただきます。

役務費につきましては9万円でございます。失礼いたしました。

議長(大倉博君) これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議員につき同一の議題について3回までですので申し添えます。質疑はありませんか。由本議員。

3番(由本好史君) 3番、由本です。

これ専決をされたということで、既に給付はされているのか、また、何世帯の方に給付をされているのか答弁願いたいと思います。

議長(大倉博君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(大西清隆君) 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、対象の世帯につきましては239世帯でございます。対象になられる世帯につきましては、2月10日に案内の文書を発出させていただいております。ただ、239世帯の中には、3月1日以降に世帯変更等あった方の分につきましてはちょっと様式が異なりますので、その方の分を除いた中で2月10日に発出させていただいております。残り約30世帯でございますが、この方々につきましても、来週早々に案内の文書を発出させていただく予定としております。

確認書を送らせていただいております。その確認書が返送されてきましたら、振込させていただくという予定になっております。昨日現在で78世帯の分の確認書が返送されてきております。支払いの事務を進めていった中で、2月25日に1回目の支払いをする予定と現在のところさせていただいております。以上でございます。

議長(大倉博君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長（大倉 博君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第7号）に伴う専決処分の承認を求める件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この際、申し上げます。全ての議案に対し、起立しない者は反対とみなします。

また、賛成者については、議長が結果を発言するまで着席しないでください。

承認第1号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第7号）に伴う専決処分の承認を求める件は、本案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、承認第1号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第7号）に伴う専決処分の承認を求める件は、承認されました。

---

議長（大倉 博君） 日程第6、議案第1号、笠置町庁舎耐震改修工事請負変更契約締結の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第1号、笠置町庁舎耐震改修工事請負変更契約締結の件について提案理由を申し上げます。

令和3年6月議会において可決いただきました庁舎耐震改修工事について、増設した壁の補強の追加や議場の補強部分の増加等により変更契約を行うものです。増加する契約額は消費税額241万4,000円を含む2,655万4,000円です。御承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 次に、議案の説明を求めます。総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第1号、笠置町庁舎耐震改修工事請負変更契約締結の件につきまして説明させていただきます。

6月議会におきまして可決いただきました庁舎耐震改修工事ですが、事業の内容に増加する部分等精査いたしました結果、変更契約が必要となりましたので提案させていただきました。

た。

変更前の契約金額につきましては1億4,157万円、変更後の契約金額は1億6,812万4,000円となり、変更による増額分は2,655万4,000円となっております。

変更の相手方は藤原・森本特定建設工事共同企業体であります。

変更の内容といたしましては、庁舎内に設置いたしました増設壁の補強工事に伴いまして、外部の足場としておりましたものを変更しております。それぞれの工事に係って足場の設置を予定しておりましたが、施工が容易で工期の短縮効果もある足場に変更しましたため、当初の設計は減額し、新たにくさび形の足場に変更したため、直接工事費といたしまして230万円ほどが増加しております。

また、内装改修につきましても、内装改修事例等を考慮いたしまして、内部の化粧板の貼り替えに変更したものでございます。

その他の改修工事といたしまして、不用品となりました廃棄処分が追加となっております。役場の建設当時、昭和56年当時にはあまり使用されておりましたが、今はパソコンとか電気関係が増えておまして、タコ足配線となるようなこともありましたので、OAフロアを追加し、それに伴いまして、カウンターの変更等を行ったものでございます。

設計金額に請負率を掛けたものでこの変更による増額分を積算しております。以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

この議案に対する説明で、事前に確認したところによりますと、いろいろ協議した結果こうなったという話をお聞きしています。ところが、やはりそれは最初の設計の段階で十分な考慮がされていないという問題は残っているのではないかと感じます。

そこで、最初の工事の設計の段階でもっと役場として、町として精査をして、この内容でよかったのかどうかというところについてはどのように検討されたり判断されたのか、それから今後はどうしていかれるのか、お聞きをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問、お答えさせていただきます。

庁舎の当初の設計につきましては、先ほどの足場の件もそうですけれども、本格的な工事

に入る前、それから入ってから毎週請負業者、それから設計業者、それから役場のほうの担当者と共に定例会議を行っております。

その中で、工法的にこちらのほうが安全性の確保であったり、それから効率的なこともありましたので、その都度工程会議の中で出てきたもので調整させていただいたものです。

実際に工事に入る前からも打合せ会議等を行い、設計段階では気づかなかったことも出てきたりしましたので、このような形となりました。

定例会議につきましては、どの工事も同じように進めさせていただくようにしておるところではございますけれども、おっしゃるとおり、事前にもう少し精査が必要であった部分もあったのかとも思います。

ただ、先ほども言いましたように、工事を進める中で効率的であったり工期の短縮にもなるようなことも提案としてありましたので、そちらを採用させていただきました。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

これちょっとお聞きしたいんですけども、契約の額の変更なんですけれども、最初、当初の予算とどういうふうな差額なり開きがあるのかちょっとお聞かせください。

議長（大倉 博君） 前田参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 町の予算ということですね。

町の予算といたしましては、当初、令和2年度から令和3年度に繰越しをしたものでございます。総額といたしましては2億2,600万円ほどありましたが、こちらには契約金額といたしましては1億4,000万円ほどで契約残が出たところでございます。

ただ、この2億2,600万円の中には、今庁舎が向こうで業務を再開するに当たって、電話のダイヤルインのものを入れたりとかしておりますので、全てが庁舎の改修工事に係っているものではないということになっております。

ですので、そういうものを引きましても、繰り越した金額の中で契約も行えているところですよ。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

先ほど答弁いただきましたけれども、やはり事前の精査という、入札する段階で、丁寧に見積りをすればするほどこれでは足りないとなった業者ほど入札しにくいという公平性の問

題も含んでいると思います。なので、契約の設計の段階で、やはりもっと精査する必要性があるということだと思っています。

必要あるとお認めなんですけれども、これまでも変更契約ということで出されることは何度かありました。できる限りはやっぱり最小に抑えていくというのがベストかなと思います。

その点でどのような、例えば今回でいえばどのようにすればよかったのかと、改善点等々あればひ今の問題意識として、町として持っている問題意識なり改善点をきちっと提案していただきたいなと思います。いかがでしょうか。

議長（大倉 博君） 前田参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問、お答えさせていただきます。

工程会議につきましては、先ほど言いましたように、どの工事であっても持たせていただいているところです。どの段階でどういうものが出てきた、どういう提案が業者のほうからあったとか、それから設計の段階、設計といたしましても建築のほうになると、うちのほうではなく外部にお願いしているところもありますので、そこらでもっと打合せといいますか協議が必要だったものもあるかと思っています。

今後につきましても、そういう工程会議や内部での調整を進めた中で、いろんな角度から内部で打合せをした中で進めさせていただけたらと思います。

今回のこと、御指摘いただいたことは多々あったと思います。説明資料の不足等も言われておりますので、段階的に時系列の中でこういうものが出てきたというところを情報共有しながら進めさせていただきたいと思います。

おっしゃっていただきましたように、設計入札入る前にというところが一番ベストかとは思いますが、工事入ってからでないといけないというところもありますので、ある程度の変更というのは必要なものかと思われませんが、そこらはきっちりと調整して説明できるようにさせていただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

今、向出議員からもありましたけれども、流れが分からないんですよ。今日朝も言いましたけれども、この1枚の議案書を見て、金額が3つ、変更前、変更後、増額分というふうに記載されている議案を渡されて丸かバツかつけるというのは、やっぱり難しいわけですよ。

施工業者決まらないと工程会議も始まらないと思うので、設計の段階でどうのこうのと

難しいこともあると思います。ましてや設計して施工して不具合出てきてとか、耐震工なりリフォームというのは現場動いてからしか分からないことというのは多々あると思うんですけれども、耐震工事も初めてじゃないし、増改築も初めてではないと思うんですよ、町の事業として。そこの過去を反映されていないのがおかしいと思うんですよ。

だから、今回のこの耐震工事がどうのこうのというより、役場の今の仕事の仕方がこういうケアレスミス的なことになるのかなと思うんですけれども、いかようにお考えでしょうか。

議長（大倉 博君） 前田参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問、お答えさせていただきます。

御指摘いただきましたとおり、今回資料の不足というのはこちら側の認識不足といえますか、過去の事例なりを確認怠っていたというものと思っております。

私のほうから担当のほうへの指示をきちっとできていなかったというところですので、今後につきましても、十分中で話をした中で資料等を整えさせていただき、十分御理解いただけるような資料作成に努めさせていただきたいと思います。今回は大変申し訳ありませんでした。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

課長、あのね、謝罪じゃないんですよね、求めているのは。

結局仕事とは何なのかという話で、これが駄目ですよという話じゃなくて、町をよくするために仕事をしているじゃないですか、立場は違えど。その中で、どうやったらよくなるのかということを考えているのかどうかということが、なかなか見えにくいですよという話をしているつもりで、再発防止云々かんぬんというよりは、やっぱり2,600万円というお金が膨れ上がったときに、僕らの立場でいえばこういう話をしないとイケない。それを説得しないとイケない。そのためにはこういう資料が必要だ。ただただそれだけの話なんですよ。

でも、その資料を作ることが、この町をつくるということに捉まえてほしいわけですよ。だから、最近働き方改革といわれるものが世間では騒がれていますけれども、ほんまの働き方改革というのはそういうところにあると思うんですよ。

何でおぎゃあと産まれてきて亡くなっていくのか。その中に僕ら絶対仕事をする時間があって、その仕事で充実するから家庭が充実する人もいれば、家庭が充実しているから仕事が

充実する人もいる。その生き方の中に働き方はあると思うんですよ。

今回のこの問題は額面がどうかこうとか、資料が多い少ないじゃなくて、笠置の役場の働き方がちゃんと上から下まで、下から上まで上がっていつているのか、ここの風通しはどうなっているんやというところに、僕は一番問題があると思っているんですね。

だから、極論僕らの仕事も行政側の仕事も、やって当たり前の仕事しかないんですよ。結果しか見えへん仕事をしているから。でも、そこのプロセスが充実していないと、仕事として町は育たないわけですよ。そこに対して僕は質問をしている。じゃ、どうするんですかと。

資料ちゃんと作りますじゃないんですよ、答えは。僕が求めている答えを言ってくれではないんですけども、やっぱりそこを見直すようなやり方、仕組みというのをみんなで考えてつくっていかないと誰も幸せなまちにならないわけですよ。

せっかく大きな工事ができて、いろんな人が潤ったり満たされたりしないといけないのが公共事業やと思うんですよ。

だから、公共事業というものの価値をみんなでつくらないといけないのに、結果を求めているのかとってしまう。そこら辺に多分問題の根っこがあると思うので、その辺をしっかりと執行部は執行部、課の問題は課の問題、コミュニケーション、場づくり、いろんなこと考えられると思うんですよ。そこにフォーカスをして仕事をしていただきたいと思うわけですよ。

今回たまたま資料が不足していただけ。でも、その資料不足には何の原因があったのか。そこが一番仕事で大事なことやと思うんですよ。そこをちゃんと出してほしい、言葉として。当たり前の答弁じゃなくて、ちゃんと根っこを理解した上で答弁してほしいなと思います。

議長（大倉 博君） 前田参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問といたしますか、御指摘に受けさせていただきます。

職員といろいろ話をしながら、先ほど坂本議員おっしゃった働き方改革ですけども、利便性を求めるだけではなく、役場の風通しをよくして、いろいろ会話をしながら職員が町のために働いているという意識を持ってしてもらおうというのが私たち管理職の仕事でもあると思っております。

そこで個別の仕事ではなく住民のために今やっている仕事が小さなことでもあるんやという意識が低くなってきているというか、事務的に進めてしまっているところがあったのかな

というところは反省しております。

ただ、事務的に進めていく中でもこのような不手際があったりして、そこは大いに反省しているところであります。

私たち、今年入った職員から、私一番年長になりますけれども、私までいろんな立場の中で仕事はしてくれていますけれども、みんながやりやすい形として仕事をしてもらうというところを求めているんですけれども、なかなかいろんなところに目が配れていないというのが今私の現状であります。そこら十分反省して取り組んでいきたいと思っております。

職員の中にもいろんな意見を持っている職員もありますし、もっと会話を進めながら気持ちを持って仕事もしてくれています。その中でやっていかないといけないというところ、義務的なことにはならないように熱意を持ってやってもらえるような環境づくりというのも私たちに求められているもんやというふうに思っております。

御指摘いただいたことはすごく感じております。うまくちょっと表現できないのがもどかしいところではありますけれども、十分みんなが働きやすく仕事のしやすい、住民の立場に立って、熱意を持ってやってもらえるような職場づくりに心がけていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号、笠置町庁舎耐震改修工事請負変更契約締結の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第1号、笠置町庁舎耐震改修工事請負変更契約締結の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立多数です。したがって、議案第1号、笠置町庁舎耐震改修工事請負変更契約締結の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（大倉 博君） 日程第7、議案第2号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一

部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

議案第2号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

庁舎耐震改修の期間中、笠置いこいの館を仮庁舎として業務をしておりますが、社会福祉協議会より、利用者の利便性もあって、改修完了後も引き続きいこいの館で業務を継続したい旨要望がございました。

社会福祉協議会が行う事業をされる方には、包括支援センターや町内の医院に近いこと、各部屋の利用もしやすいことから、現在利用している執務室を介護事業所とともに利用させていただきたく所要の改正を行うものでございます。御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。商工観光課長事務取扱、前田さん。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第2号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件につきまして、提案内容の説明をさせていただきます。

それでは、新旧対照表により説明させていただきますので、2ページをお願いいたします。

第5条におきまして、いこいの館の開館時間と利用時間を規定しております。第5条の第1項におきましては、午前10時から午後9時までとするところになっておりますが、町長の特任事項を掲載しておりました。この部分を第4項で新たに項で起こしたものとなっております。

第2項につきましては、ここで共有事務室と個室の利用時間を午前9時から午後9時までとしておりますが、利用料金の定めのない部屋については時間の指定をしておりませんでしたので、午前8時30分から午後9時までとするという部分を規定させていただいております。

先ほど町長が説明の中で言いました社会福祉協議会が利用する部屋につきましては、利用料金の定めのない部屋として扱っておりましたので、ここで利用時間を設定させていただいたものでございます。

社会福祉協議会からは、利用者の利便性等のために、引き続きそれぞれの部屋を活用した中で執務を行いたいという申出がありましたので、町で協議し、社会福祉協議会との協議の

結果、執務室のほうを使用いただくということにしたものでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

この条例改正の、社協をそのまま継続して使っていただくためにということなんですけれども、現在いこいの館、今年度に限っては庁舎の移転があったんでこういうふうな利活用できていますけれども、庁舎がまた戻ったときに閑散とするわけじゃないですか。また、来年度も予算は請求されてくるであろうと。

これいこいの館はどう考えているんやろうと。何かバランスおかしいでしょう、普通に考えて。休館している施設に社協はそのまま利便性がいいからしてもらねんというのは、何かまちづくりと考えたときにイメージが正直湧かないんですよ。

その辺こういう条例の、言い方悪いですけども、小手先だけの政策でどうやって町がよくなるのか、どう考えていらっしゃるのか。もっと相対的に考えた中にこれがあるというんやったら分かるんですよ。

極論来年度予算立たへんかったらどうするんですか。来年度も1,800万円、今年度と同じように予算請求されてきたと。ただ、いこいの館にそれぐらい投資しなあかんのかという考え方が増えて、来年度の維持管理費もっと削れやとか、もっと必要最小限のコストを見いだせへんのかみたいな話になったときに、ほんまにお年寄りが安心して使える施設を担保できるのかどうか。その辺はいかがお考えなのか、お聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問です。

現在いこいの館に関しましては、温浴部分と食堂部分が停止中ということで、いこいの館そのものは現在開館はしております。ただし、温泉と食堂は使えないという形で運用しているわけでございます。

社会福祉協議会がこちらに入ってこられて、住民の方々の各種サークルでありますとか、教室であるとか、非常にその御利用が増えているかと思えます。利用されている住民の方々も、このまま社協ここに置いておいて、ここ利用したいという希望がちらほら私のところにも聞こえてきておまして、そういう観点から、よりあのいこいの館を住民の方に親しんでもらう、そういうことで、社会福祉協議会をこちらの施設の中に置いたまま、今後も開館継続していくというのが基本姿勢でございます。

来年度の当初予算におきましては、現在ほぼ見積りもできているわけですが、まずコスト削減をさせていただくということと、それから、館の維持継続についての最小限の修繕というものを予算に計上させていただきたいと思います。

具体的に温浴部分等々の再開について、これは特別委員会との協議というものが必要になってまいりますので、具体策が上がってき次第、順次協議をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 町長、答弁いただくのはありがたいんですけども、質問をきちっと理解して答弁していただきたいなど。

今は役場が機能はここにあるから、ある程度の活気もあると。それが来年度は閑散とするのは目に見えているじゃないですか。今いてる人がいないんですから。

ここの施設をどう使いたいんですかと。温浴部分と食事部分が閉じただけで、いこいの館は開いていますとおっしゃられますが、このいこいの館の設置及び管理に関する条例第1条ですよ、この条例は、笠置いこいの館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとし、かつ町民の健康促進、町内外者との交流、地元農産物や特産品等の普及並びに観光拠点施設としてのいこいの館を設置すると書いてあるわけです。

だから、この目的を果たすために、第1条にこの目的が書いてあるわけですよ。いこいの館を設置した。今回5条を変更すると。

だから、本末転倒な部分があると思うんですよ、今の町長の答弁やと。観光拠点施設、町内外というのはもう全く省かれているわけですよ。今回の条例は5条を触るだけでいいんですよ。そやけど来年度も当初予算は生まれ、いこいの館は観光拠点として別の使い方をしながら継続すると。僕にはそういうふうに今聞こえました。

僕は社協がここにいることが丸とかバツとかという話じゃなくて、順番がちょっと曖昧じゃないですかという話がしたい。決めなあかん事柄の順番がちょっと無茶苦茶じゃないですかねと。年度末なので来年度からもというのでここでこうしたという事由は分かります。取り急ぎというのも分かります。でも、もっと取り急いでやらなきゃいけないことあるんじゃないんですかというのが僕の質問です。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。失礼します。

いこいの館の設置管理条例についての第1条についての御質問でございます。

いこいの館がどのような目的で設置されておられるのかということを中心に置いて、どのように運営していくのかということについての方針については、温浴部分については再開したいということで、さきに私のほうから意思表示をさせていただいているところでございます。

具体的にどういうふうにして再開していくのかということにつきましては、予算化の問題等々もございますので、この件については特別委員会の委員の皆さん方と御相談させていただいた上で進めていきたいというふうに考えております。

社協さんをここに置くことはどういうことになるのかという位置づけですね。1つは、利用されている皆さんほとんどがお年寄りの方でございます。お年寄り同士が集まってサークル活動でありますとか、教室であるとかということをしておられます。

非常に利便性もよいですし、ほかにつむぎてらすとこちら、それから産業振興会館等々の御利用いただいておりますが、いこいの館を使用されている住民の方の中で、引き続きこちらを利用させていただきたいという声がございます。

これは町民がいこいの館に親しみを持っていて、存続していくということについて、住民の皆様方の御了解を得るには必要不可欠なことやというふうに私自身も考えておりますので、今回社会福祉協議会をこちらのほうに残しておくということについて、必要な条例の条文の整理をさせていただいたということでございます。

いこいの館の今後の運用につきましては、次の3月の定例議会のほうで再度特別委員会を開かせていただくことになろうかと思いますが、その場所でもう少し具体的な話をさせていただけるのかなというふうに感じております。

ただし、修繕でありますとか、予算のこと等々まだ困難な問題が山積みしておりますが、必要最小限の改修から始めまして、住民の皆さん方に十分利用していただけるようなそういう施設になっていく、それがいこいの館の運営を再開した段階で当初の目的に沿った町内外者との交流でありますとか、観光拠点施設としての活用でありますとかというようなことは、十分に配慮してやらせていただきたいと考えておりますので、御了承いただきたいと思います。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

町長、急がなあかんの違いますかねということですが。条例に定めてあって、それこそ町民の健康促進のためだけの施設みたいな運用の仕方が何年続くんやと。何でか言うたら経費がかかっているわけですから。

健康寿命を延ばす。その爆裂な政策として中町長がやっておられるのであれば、それはそれで根拠があるんやろうと思うんです。

どういうまちをつくるかとか、どういうまちにしたいかとか、笠置はこういうまちなんやという名の下に経費を使われるのは大いに結構なことだと思うんです。使ったらいいと思う。

ただ、この付け焼き刃みたいな使い方というのが笠置のルーチン化されているような気もせんでもない。当たり前のように毎年毎年同じような予算が組まれて、ほぼほぼが固定経費やというのは、それは仕方がないことやけれども、いこいの館に関しては、僕ら議員もずっと賛成してきていたんで、僕は同罪やと思っています。

例えばふるさと基金ではもう枯渇しそうやと。その中で来年度も1,800万円予算を組む。でも、今現行で行われている利用価値というのはほんまに社協がこれ向こうに戻るとなったらほんまに何も無い状態で1,800万円使わなあかんかったかしらん。

だから、よしと思うことと、でも、本質的ないこいの館のこの条例設置してまで造った施設ですよ。20億円以上のお金を使って。そこからもランニングかけて。どうやって費用対効果を生もうと思ってんのかとか、どういうふうにお考えなのかというのを特別委員会でお諮りしないと分からないでは、俺は違うと思うんですよ。

やっぱりまちづくりとはこうしたい、ああしたいというものに対しての議論を積み重ねるもんやと思うんですよね。だから、議会に何を望んでおられるのか。町長は何がしたいのか。もう少し前に出てきてもいいんじゃないのかと思っているんですよ。

何をつくるんか分からへん。そんな状態では議論ができない。その辺をもうちょっと具体的にやっぱり聞きたいんですよ。いついつまでにこうするとか。いこいの館の温浴はいつ開くか分からへん状態は今後のそういう予算にも響いてくると思うので、もうちょっと僕らが夢とか希望を持てるようなお話を聞きたいんですけれども、いかがですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

ただいまの坂本議員の御質問です。

今のところスケジュールが具体的にと言われますと、予算措置の問題もございますのですぐにはお答えできないんですが、取りあえず館の維持について必要最小限なことについては当初予算で少なくともエアコンの改修等々ございますので、その分の予算を当初予算で上げさせていただく予定でございます。

温浴部分をどういうふうな形で再開していくのかということについて、幾つかプランは持

っておって検討しておったわけですが、これが一番いいやろうというプランニングまではできております。ただ、改修費用等々の問題もございますので、これも予算の措置の問題がありますので、御相談ということになるかと思えます。

あと、それからランニングコスト等々経費の問題、要するに収支の問題ですが、1つは、必要最小限の経費に抑えることということで、来年度の当初予算を策定するに当たっての指示を出しております。具体的な数字がどういうふうになっているのか、ちょっと今資料を持っていませんので申し訳ないですが、ランニングコストの計算、できるだけ抑えるようにという指示は出しております。

それと開館後、温浴部分の再開後ですね、どうした形でより多くの皆さんに御利用いただけるのかということについて、これは単に笠置町から情報発信するだけではなくて、いろんな形で広域観光の枠組みも含めて、その中で笠置町の宣伝をしていって、いこいの館の利用者を増やしていきたいというふうに考えております。

まだまだ先がまだ具体的に提示できないといいますか、お見せできない。今お示しできないというのはちょっと私のふがいなさもございますけれども、なるべく早急に具体的なプランニングまで立ち上げて議会の皆さん、委員会の皆さんにお諮りしたいというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

社会福祉協議会の利便性が上がるというのは、それはいいことです。僕らも年取っていくのでお世話にならなあかんこともいろいろあるようになってくると思います。利便性が上がるのは大賛成です。

ただ、そもそもいこいの方針がはっきり決まっていない状態でこれを置くということは、例えば1,800万円、来年度の1,800万円前後のお金がここのいこいの運営費、維持管理費に計上される根拠になるわけですね。

例えばたしかここの、いこいの特別委員会でも設備、皆さんでボイラーとか見に行きましたよね。たしかあのと時の説明では空調のボイラーがもうそろそろあかんという、たしか空調、そもそもお湯沸かすボイラーもあかん。空調のボイラーももうそろそろあかんというのがあったと思うんですね。

これ例えば社会福祉協議会があるために、それが壊れたときに数百万円か数千万円の投資をまたせなあかんようになってくる可能性があるわけですね。これ社会福祉協議会にとつ

でも僕は迷惑な話やと思うんですよ。なぜかという、社会福祉協議会があるためにここに投資をせざるを得ないという形に見えんこともないんですよ。

12月議会でも質問させてもらいましたけれども、方向性が決まっていなのにここに置き続けるというのは、僕は問題やと思うんですよ。それやったらさらに本庁舎のほうに引っ越しせずにこっちへ残るんやったら、それやったら、1,800万円もかけるぐらいやったら、ほかに箱を造って入ってもらおうほうがずっと安上がりやと12月にも言ったと思うんですよ。

これはもうぶっきらぼうな極論かも分からないですけども、例えばサークル活動なりがいこいの館でないとできないのか。町長さっき言われましたように産業振興会館とかつむぎでらすでもやってはるんですか、それやったらそっちに振り分けられないですかとなるんですよ。

町長が言わはった再開の方向というのは、色でいうと白か黒かですよ。前か後ろかで方向性とまではちょっと言えないと思うんですよ。協議せなあかん、協議せなあかんと言わはんねんやったら、協議していくところでもっと方向性をすぼめていって、こっちの方向と決めてからこの話が出るんやったらまだ分かります。

これで例えば再開の方向でこうなりましたと。ここを再開するには、さらにこんだけ投資が要りますと。町民の皆さんが納得できるんやったら、じゃ、再開ですねと。そこに社会福祉協議会を置いたほうが便利ですねと言うんやったら分かります。

社会福祉協議会を置くことだけでこれを変えて、来年度、坂本議員も言いましたが1,800万何がしを予算計上する根拠になるのは社会福祉協議会にとっても、僕は迷惑な話やと思いますし、その辺はどうお考えですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問ですが、まず1点目ですが、館の維持管理について必要最小限のメンテナンスをしていくというのは行政側の務めやというふうに考えています。社会福祉協議会があるがための修繕というのは現在考えておりません。最低限の館の維持管理のために何が必要かということで来年度の当初予算で予算を計上させていただきたいというふうに考えています。

その後、委員会の中でどういうふうな方針でやっていくというのを御説明させていただくことになろうかと思いますが、その段階で温泉の再開についてどのような予算が必要なのかということについて、またお示ししたいというふうに考えております。

あと、それと先ほどから1,800万円というコストの問題、実際に1,800万円本年度かかったわけですが、来年度につきましてはコスト削減のために何ができるのかということで、できるだけコスト削減するようというふうに指示を出しまして、それで来年度の当初予算で必要な経費を計上させていただくということになろうかと思えます。必ずしも1,800万円になってしまうというお話ではございませんので、その辺は御了解いただきたいと思えます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

1,800万円が来年度計上されるかどうかは確かに分かりません。ならば町長が言われるみたいに社会福祉協議会がここに置いたとして最低限の維持費とおっしゃったので、それを明示してください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

ただいまの西議員の御質問でございます。

ちょっと今手元に資料ございませんが、1つは空調設備につきましては、現在入っている社協の部屋は独立になっておりますので、その分について空調代というのは必要ございません。

それから、必要最小限というのは、先ほど西議員のほうからも御指摘がございました館内の空調の問題でございます。これについて、空調施設3基のうち2基は必要だということなので、1基の入替えを行いたいと、そのことについては、また3月の議会においてこちらのほうから提案させていただきたいという予定でございます。金額ちょっと今すぐ手元に資料ございません。申し訳ございませんがそういう内容でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

社協のある場所の部屋が電気は別、全てエアコンとか別になっているとは言われましたが、結局館内の空調はするわけですね。最低限の維持費は手元にない。

では、今手元にないんやったら持ってこられる間、僕は休憩動議出しますけれども。手元にないということは町長室かどこかにあるんですね。

（発言する者あり）

7番（西 昭夫君） じゃなくて維持費、最低限の維持費の根拠になるものです。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問でございます。

来年度の当初予算の予算のヒアリングはほぼ終わっておりますので、あらましの金額というのは心積もりといたしますか計上はしておりますけれども、まだ予算の審議の時期ではございませんので、今すぐここでお出しするというのはいかがなものかというふうに考えています。以上です。

（「議長、動議」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

休憩動議。

議長（大倉 博君） ただいま西議員から休憩の動議が提出されました。

この動議について賛成者はありますか。

賛成者が全員ですね。

この動議は賛成者がありますので成立しました。

休憩の動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、休憩の動議は可決されました。

これより暫時休憩します。

休 憩 午後2時03分

再 開 午後3時41分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き再開します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

この第2号議案について、ちょっと重複するかもしれませんが、回答をお願いしたい。

この規約については、1月27日、いこいの館運営対策特別委員会が開催されました。そのときに何と言うんですか、いこいの館の方針等出してくれということだったんですが、一応出てきませんでした。

しかし、16日になって規約をこれ変えると。先ほどの説明で社協が入ってくると。これ

はどういうことなんですか。早く言うと、この対策委員会は必要じゃないということになる  
んですか、その点どうなんですか。

それにあまりもう日がたっていないんですよ。今までからずっとやってきていますよね、  
これ、いこい。対策委員会は必要じゃないのかなという疑問もあるんです。その点どうお考  
えか。なぜ社協がここに入るということを発言されていますけれども、いつ発言されたんか。  
いつの議案にそれを説明されたんか、お聞きしたい。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

いこいの館の1室に社会福祉協議会が入りたいということについては、前の議会のときだ  
ったと思いますけれども、社協のほうから要望がございましたということで御報告もさせて  
いただいております。

本議案、管理条例の一部改正の条例については、部屋の利用時間について9時からという  
ことになっておりますので、社協さんが入られるんやったら8時半からに変えないと条例と  
の整合性が取れないということで改正のお願いをしたわけでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今説明願ったんですけれども、1月27日にやっていますね、特別委員会を。そのときに  
発言がなかったじゃないですか。いつされたんですか。議案としてどのような形で提案され  
たんですか、社会福祉がここに入るということを。どういうときに発言されたのか。一応考  
えてお答えください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

1月27日のいこいの特別委員会におきまして、社会福祉協議会のほうからこういう要望  
がございましたということで御報告させていただいた上で、できれば入れたいということの  
お話はさせていただいているというふうに記憶しております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

一応紹介したということなんですからけれども、それは挨拶でされたんでしょう。挨拶とこう  
いう議案と同じなんですか、町長の発言は。どうなんですか。

こういう何遍も、皆さん議員もありますけれども、こんなあやふやなことはないでしょう。

社協がいつ言うてきたんですか。1月27日以前に言うてきたんですか。

だから、そのときなぜこういう方針でいくというようなことを発言されなかったのか。その点どうですか、発言されたんですか。どうですか。

そして、今回16日に第2号議案が出ていますよ。本当のところを言うと、特別委員会なんかなくてもあっても一緒じゃないですか。

それで、町長自体の考え方も、挨拶で言うたことが言うたと、提案になると、そういうことのお考えの下にこれを提出されたのか。順序が逆じゃないですか。その点どうですか。

こういう問題について町長の考え方をお聞きしたい。なぜ社協が急に言うてきたから急に決まるんですか。おかしいじゃないですか。それやったらそれなりにいろいろこの在り方について基本方針を言うてくださいというようなことを審議していますよ。それも発言されなくて、なぜこの改定が出てくるのか。社協と何か関係があるんですか。その点お答えください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

今回の条例案に関しましては、いこいの館の部屋を貸したときの利用時間について、条文中に9時までということが明記されております。したがって、この規定を8時半からということに変更することによって、また同時に第4項で特に必要と認めた場合は、早期の利用、または部屋を閉める時間の延長も可能なように変更させていただいたということでございます。

社会福祉協議会のいこいの館の利用に関しましては先ほど申し上げたとおりで、事前に御説明といたしますか、こういうことがありましたということで御報告はさせていただいたつもりです。

本件に関して、いこいの館で社会福祉協議会の部屋を貸すかどうかということについて審議するという場所を特別に開けていないという御指摘やと思います。機会がありましたら、また改めて御相談させていただければよろしいんですが、そのことで順序が逆だろうという御指摘については承りましたので、また執行部のほうで、理事者側のほうでまた対応させてもらいたいと考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

議長、すみませんけれども、私の質問に対して答えてくれるように指示してくださいよ。

何が9時半ですか、時間なんか。なぜそれを、方針も決まらなくて特別委員会の席でも発言されなくて、なぜそういうことをやるんですか。順序が逆じゃないですか。

方針が決まり、社協がまあ入れるということになれば、それに対する問題点は時間的な問題というような順序があるんじゃないですか。どうして先に規約が出てくるんですか。

大筋の基本方針もできなくて何が規約改正ですか。その点どうお考えですか。もう少し、私の質問方法が未熟かもしれませんよ。しかし、才ある町長ならそれぐらいのことを加味して返答してもらえるとと思います。

先ほどからもこの第2号議案について各議員から質問ありましたよ。全然回答ができていないということで全員協議会をやったんですよ。その席ですら完全なる方針が出ていないじゃないですか。その点どうなんですか。どのように思われてこれを提案されたか、もう一度詳しく簡単に説明してください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

まず、いこいの館の温浴部分を含めて、どのようにしていくのかという御質問でございますが、これについては、特別委員会のほうでも再開を目指して努力していきますということで答弁させていただいているというか、御説明もさせていただいていると私のほうでは認識しております。

具体的に幾らかかるのかとか、スケジュールどうなんのかというのは今すぐお答えできないわけですが、1つずついろんな問題点を解決しをもって営業再開までこぎ着けたいというふうに考えております。そのための組織改編でありますとか、人材の配置でありますとか、現在執行部のほうで一生懸命検討しているところでございますので、その点は御了承いただきたい。

繰り返し言いますが、いこいの館は笠置町と、それから町外の皆さんとの関係人口の交流でありますとか、それが起業に結びついたり、移住・定住に結びついたりということで、非常に重要な根本的な政策の一つやというふうに私自身受け止めておりますので、できるだけ早急な再開を目指して事務的な手続を進めていって、ある程度基本的なことがまとまったら、特別委員会のほうにも御提示して御承諾をいただいた上で、関係機関との調整に入りたいというふうに考えておりますので、その点は御了承いただきたいとと思います。

なお、このたびの条例改正につきましては、あくまでも事務室の営業時間についての改正案でございます。その点だけ御了承いただけたらとと思いますので、よろしくお願ひいたしま

す。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今の説明で皆さん分かりますか、議員の皆さん。何を言うておられるんですか。方針を立ててこそ、こういうそれに対する諸問題を解決していくんじゃないですか。

何かあれば早急にやっていますと。それやったら今までの方針、基本方針はどうなるかということを質問していますよ。それを答えられなくして、なぜ27日のいこいで回答出なくて、なぜ今日こういう形で条例を改正するという事になったんですか。

その点どうなんですか。社協、もしほかの部門がそういう要請があれば、すぐまた入れるんですか。利用方法を決めて初めて、それに対する諸問題について解決して条例を変えていくんじゃないですか。

何がこのあれですか。時間的に早くからやらなならんと。ちょっと町長の考え方がずれているんじゃないですか、方針は。これで正しいという判断の下に、町長はこの第2号議案を出されたのか。どうですか。

もう説明、がらがらしてもらわないんですよ。肝腎なことを全然言われていない。衣ばかり大きくて中身は全然ないですよ。町長その点、朝からもうずっとやっていますけれども、その点返答に関して町長はどういう具合に反省されている。全員協議会を何回やっているんですか、今日は。そういう点どうですか。

ちょっと方針の捉え方が違うんじゃないですか。だから、議長、やはり質問に対して正確な答弁、簡単にするようにちょっと指示してくださいよ。

議長（大倉 博君） 町長、各議員からもそうですけれども、的確な答弁をお願いします。

ほかに質疑ありませんか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

今回の案につきましては、社協の要望で部屋を貸すための改正ということをお聞きしているんですが、住民の多くは温浴部分の再開とか、引き続き役場として残していただきたいというような要望もあります。また、再開をしないで特養としてはというような意見もあるわけでございます。

また、他の団体等、例えば森林組合がいこいの館の1室を貸してくれと言われた場合はどうされるのかということについてどのようにお考えか、お聞かせください。

議長（大倉 博君） 前田さん。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今の由本議員の御質問ですが、住民さんからのいこいの館に庁舎が仮庁舎として利用していることについて、好意的な意見たくさんいただいております。駐車場が広がったりとか、バリアフリーができていないかというところもお声も聞かせていただいております。

ただ、向こうの庁舎も耐震改修というところで昨年度から取り組んでおりますので、完了後はそちらに戻るというところで当初からの計画でしたので、その予定で今進めているところです。

確かに向こうよりはこちらのほうが便利やという声も聞かせていただきましたので、悩ましいところではあったんですけども、当初の予定どおり完了後は向こうで業務を再開するというふうにしております。

御質問いただきました森林組合さんの件につきましては、今回の件では御要望もなかったというところもあったので、同じように向こうの庁舎の今2階の部屋をちょっと、真ん中に壁ができてしまいましたので、1階の同じフロアで業務していただくことにつきましてはちょっとできませんので、2階のほうで個別に執務していただくように考えております。

今後こちらでという話で要望が出た場合は、また中のほうで協議して、特別委員会なりで御報告させていただくことになるかなと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

特別委員会という話なんですけれども、今回の件も全く特別委員会のほうで議論をされた形跡もないと思うんですね。それとまた、住民からは社協さんが要望すればオーケーで、そしたらほかの役場を残していただきという要望なり、また、森林組合がないから云々という話ですね、また今後そういった問題が出てくると思うんですね。

そのあたりを踏まえて、もっとちゃんと議論をすべきだったと思うんです。だから、そのあたり十分配慮していただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 前田さん。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今、由本議員の御指摘につきましても、今回の第2号議案提出させていただいた内容で全員協議会も開会していただくことになってしまいましたので、事前にきっちりとさきの特別委員会の中で方向性なりをお示しさせていただくべきやったと反省しております。

次回からは注意して御報告させていただきたい、特別委員会のほうと協議させていただき

たいと思います。今回は申し訳ありませんでした。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。西議員。

7番（西 昭夫君） 議長、動議。

7番、西です。

この議案第2号、これをいこいの館運営対策特別委員会に付託したいと思います。どうでしょうか。

議長（大倉 博君） ただいま西議員から、議案第2号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件をいこいの館運営対策特別委員会に付託されたいとの動議が提出されました。

この動議について賛成者はありますか。

この動議は賛成者がありますので成立しました。

議案第2号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件をいこいの館運営対策特別委員会に付託する動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立多数です。したがって、議案第2号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件をいこいの館運営対策特別委員会に付託することの動議は可決されました。よって、議案第2号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件はいこいの館運営対策特別委員会に付託します。

---

議長（大倉 博君） 日程第8、議案第3号、笠置町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第3号、笠置町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

笠置町本庁舎と併設しております笠置町老人福祉センターの管理及び運営については、笠置町社会福祉協議会に委託しておりますが、庁舎耐震改修工事完了に伴い、老人福祉センター一部分の管理を総務財政課及び保健福祉課が行うものとして開設するものです。御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第3号、笠置町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例一部改正の件につきまして説明させていただきます。

この条例改正につきましては、庁舎の耐震改修終了後の管理に関して改正をするものでございます。

2ページの新旧対照表により説明させていただきますので、そちらを御覧ください。

第4条に運営委員会というものをつくっておりました。この運営委員会を削除いたします。また、第6条の管理及び運営の委託につきましては、笠置町社会福祉協議会に委託をしておりましたが、こちらをその前の第5条、これを削除した関係で第4条となりますけれども、管理するのは総務財政課と保健福祉課が行うというふうに変えております。

庁舎の耐震改修に伴いまして、庁舎全体を総務財政課が管理し、保健福祉課の保健資料室等に係る部分につきまして保健福祉課が管理するというふうに変えたものでございます。以上です。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

この条例が社会福祉協議会から町に変わるということなんですが、そもそもの条例の第2条、福祉センターは老人福祉法第14条の規定に基づき、町内の老人に対し各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって老人に健康で明るい生活を営ませることを目的とするところあるんですよね。第3条は、福祉センターを第2条の目的を達成するために必要な事業を行うということを運営管理していただいていたわけですよね。

これを今回変えるということは、町がそういう事業を何かしていきたいという大きな目的とか目標があって、こういうふうな条例改正がなされるのでしょうか。どういう意図なのか。単に名前を変えるだけでしょうか。

議長（大倉 博君） 前田参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今の坂本議員の御質問、答えさせていただきます。

設置の目的といたしましては、第2条に書かれているとおり、そのままの目的を継続していきます。ただ、その施設の管理というところで総務財政課が行う、それから事業につつま

しては現在も福祉センター、保健資料室等につきましては保健福祉課の事業、そしてまた社会福祉協議会で使う事業としても継続して使っていただきます。

事業を全く行わないとかそういうことではなく事業は継続していきます。ただ、施設全体としての管理を総務財政課が庁舎管理として管理していくというふうな改正となっております。

事業につきましては、健康増進であったり、それから予防接種もそうですし、保健福祉課のほうでやっている事業がそのまま継続されて事業していってもらいます。だから、社会福祉協議会につきましても2階の部屋をそのまま会議等、それから事業等にも使っていただけるというような状況は残しております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 何で変えなあかんの。別に何も変われへんねんやったら何で変えなあかんのかなと思うんですけども。

議長（大倉 博君） 前田さん。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今、坂本議員の御質問ですけれども、社会福祉協議会が管理していたところですが、細かいことで言いますと、修繕管理等につきましても総務財政課庁舎のほうで行っていただいたので、運用と条例とを合わせております。

改修に係るものにつきましても、全体として2階の部分等も町のほうで行っておりますので、運用に合わせて条例のほうを改正させていただきました。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

もともと役場の庁舎なんですけれども、防火シャッターから西側は福祉の補助金で建てられて、それで社会福祉協議会が入っておられると思うんですね。ですから、役場のほうは防火シャッターから東側が役場なんですよね。そのあたりの見解が総務課長、ちょっと違うんちゃうかなと思うんですよ。町長室も隣の部屋もあれは社会福祉協議会のほうの施設だと、そういった補助金で建てられたものだと思うんですが、そういった認識が何か違うように思うんですが、どうですか。

議長（大倉 博君） 前田参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えしますといえますか、すみません、間違っておりましたら申し

訳ないですけども、実際今電算室として使っている部屋は、あそこも社会福祉協議会であって、おっしゃるとおり防火扉の西側については老人福祉センターとして補助金を頂いて、庁舎建設のときに併設で建設したというふうに聞いております。

ただ、運用といたしまして宿直室であったり、それから、今電算室にも変わっておりますし、2階のお風呂があった部分もスタジオとして変わっておりますので、そういうところも考慮して、実際の運用に合わせて、もう庁舎全体として総務財政課で管理するというふうに変えたものでございます。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

すみません、由本議員の続きみたいな質問になるんですが、ほんなら要はもう社会福祉協議会のものではない、そもそも社会福祉協議会のものではないということなんですかね。

それと、この条例改正は現状に合わせると、そもそも役場が管理していたようなものなので、条例はそれに合わせたということなんですかね。その2点ちょっとお答えください。

議長（大倉 博君） 前田さん。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

西議員の御質問にありました社会福祉協議会のものではないというよりも、社会福祉協議会に管理運営をお願いしていた施設の部分であるというふうになっております。

庁舎建設のときに福祉センターに係る部分についての建設に係る補助金を、福祉センターを建てることで増額して補助金をもらったというところがありましたので、その管理運営を社会福祉協議会に委託をしていたということになります。

運営、管理についても委託をしていましたけれども、例えばエアコンの修繕であったりとか、細かいことでいくと電球であったりとか、それから先ほど言いましたように部屋のほうも福祉センターとしての活用ではない部屋にもう既に変わっているところもありますので、もうこの際に全体を委託ではなく、庁舎全体としての管理を町がするというふうに変えたものでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

建てるときはそれを設置して、目的として補助金をもらって庁舎を建てた。償還が終わったんですかね、だから、変なふう聞こえたら申し訳ないんですけども、社会福祉協議会に出ていってもらってという、物すごく聞こえが悪いんですけども、役場のほうで今使

っていっていますということみたいな認識なんですけれども、それで合っているんですかね。  
議長（大倉 博君） 前田参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今、西議員の御質問ですけれども、庁舎の建設が昭和56年ですので、もう起債、それから補助金の適正化法に関しましても既に終わっております。多分それを確認してから電算室等やスタジオについても改修ができたんじゃないかというふうに思っております。すみません、ちょっと以前のことでいつ償還が終わったというところは分かりませんが。

各部屋につきましては、例えば2階の会議室につきましては、例えば総務課が借りの場合、ほかの課が借りの場合も社会福祉協議会のほうに利用の申請をしております。

そういう管理をしていただいていますけれども、建物全体として、先ほど言いましたエアコンの設置であったり修繕等々は庁舎として扱ってございましたので、そういう部屋の管理自体ももう庁舎管理として総務財政課が行うほうがスムーズではないかなというふうなことがありましたので、委託を除いて直接管理するというふうな改正でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

それによって社会福祉協議会の使い勝手が悪くなるということはないんですか。

議長（大倉 博君） 前田さん。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

西議員の御質問ですけれども、先ほど坂本議員からも御質問いただきましたように、事業等は行っていただけますので、社会福祉協議会の事業、会議等で使っていただく分については、今までと反対に使用のほうは総務課に言っていただけたら、総務財政課のほうに申し出ていただきましたら利用が十分していただけます。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

ちょっとお尋ねしたんですけれども、改正される第4条ですね、この福祉センター運営委員会を置くという形になっているのをそれを削除されるわけですね。

そうなってくると、第5条の管理及び運営について、管理はされるんですが、運営とかそのような方法は財務、または保健福祉がやるということに変更になるということなんですけれども、これはどちらに言うていけばいいんですか。なぜこれ2つを必要とするんですか。その点どういう割り振りで2つの課が受け持つことになるんですか。ちょっと説明よろしく

お願いします。

議長（大倉 博君） 前田さん。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御質問、答えさせていただきます。

保健福祉課に管理していただく部分につきましては、2階の保健資料室と保健資料室とながった部屋となります。あそこにつきましては、保健の資材、それから資料、器具等も置いておりますので、保健師の配置している保健福祉課が管理してもらうのが適当であると思いましたが、総務財政課と保健福祉課というふうに記載いたしました。

ただ、今申しましたように保健福祉課に関する管理につきましては2階の、具体的に階段上って右側の部屋の2つの部分を管理していただくというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

そしたら、福祉センターの運営の委員会の活動というのは全くないわけですかね。

それと、福祉センターというのはもうなくなるんでしょうか。まだ残して社協の事務所だけが残るといことになるんでしょうか。その点お聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 前田さん。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にあります福祉センターにつきましては、今までどおり老人福祉センターとしての位置づけを残していきます。先ほども申しましたように事業等につきましても継続して実施していきますので、保健福祉センターとしての位置づけは残し、管理を総務財政課、庁舎管理として行うというふうなことに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

先ほど質問したんですけれども、管理はこれでいいですけれども、運営のほうはどういう具合にやるんですか。運営のほうは。そういうところもう一度説明お願いします。

議長（大倉 博君） 前田さん。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

運営というところも委託になっておりましたけれども、管理というところでまとめております。どの部分を運営と指すんやと言われると難しいところではございますが、事業を実施していく中では第3条のほうで事業を行うということも残しておりますので、そちらのほう

で管理していただくと。

庁舎全体を管理、動かしていくのも町のほうになりますので、運営というところは削除させていただいたというところがございます。

すみません、事業を実施していきますけれども、運営という言葉自体は削除させていただきました。難しいな。すみません。庁舎管理というところでまとめさせていただいております。以上です。

(「先ほどの由本議員に対する答弁漏れがあります。福祉センター運営委員会の活動はあるのかないのか、答弁漏れがあると思います」と言う者あり)

議長(大倉 博君) 前田さん。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱(前田早知子君) すみません、申し訳ありませんでした。

運営委員会自体の活動としてはございません。庁舎管理という中で行っていくので、運営委員会というところを削除し、活動もございません。以上です。

議長(大倉 博君) 松本議員。

2番(松本俊清君) 2番、松本です。

運営について、第6条は抹消されますね。しかし、これで運営委員会も削除されたということになると、管理は財務と保健福祉がやられる。その運営についてはどういうふうにされるんですか。そこをもう一度説明してくださいというようにお願いしているんです。

第6条が削除されてなければ、社会福祉協議会に委託するとうたっていますが、それも削除するということになったら、どこが運営を管理するのか。そういう点もう一度説明してください。

議長(大倉 博君) 前田さん。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

松本議員の御質問です。

第6条で削除いたしておりますのは、社会福祉協議会に委託するというところがございます。もちろん管理及び運営についての委託を削除しております。庁舎管理の一つといたしまして総務財政課が管理、それから運営というのも庁舎管理の中に入れて実施していきますので、あえて及び運営というところを削除させていただきました。

事業につきましては、それぞれそのまま引き続いて継続して事業は行っていただきますが、運営というところの文言の削除を行ったというものでございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

先ほどの朝の議案で見た中に、社会福祉協議会の今の事務所のクロスの貼り替えまで入ってあったと思うんですけども、ほんでさっきの議案見たら、社協はこっちへ移るといふような目的を持って、今回この条例まで響いていると思うんですけども、ほんだらその後の管理はどうやって使おうと思っはるんですか。クロス貼り替えて新しい事務所として使えるような状態で修繕されたわけですよね。工事の設計変更してまで。それはどうやって使っていかはんのかなというふうには思うんですけども、いかがお考えなのか。

議長（大倉 博君） 前田さん。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問です。

あそこの部屋のクロスの貼り替えにつきましては、まだ第2号議案のお話が出る以前のものでありまして、クラックが出ているというところがありましたので、そこを補修した上でクロスを貼り替えたと。

その後につきましても、部屋としての利用ができるようにということで貼り替えをしております。社会福祉協議会の事務所の移転がありましても、あそこの部屋におきましては会議室としても使用できるかなというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

やっぱりそういう変更があつたりとかしたら、目がやっぱりつくわけじゃないですか。次の手だてを考慮しておかないと駄目だと思うんです。もう1足す1は2で分かるぐらいのことやと思うんですよ。だから、いこいの館でもサテライトオフィスつくりましたけれども、全然運用されていないとか、そういう投資したは使っていないということが多いじゃないですか。会議室何室要んねんみたいな話じゃないですか。

だから、ちゃんと目的を持って、こんなん絶対言われるわと分かるところじゃないですか。そこら辺はやっぱり一生懸命仕事をしないといけないんじゃないのかと思うんですよ。そやのに、それも考えていないが管理は町が持ちますよとなったら、仕事を増やすわけですよね、今、町の中に。総務課の仕事を増やすわけじゃないですか。保健福祉と。その辺はどう、ほんまにちゃんと管理して運用していけるのかというのは思いますけれども。

議長（大倉 博君） 前田さん。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問です。

御指摘いただいたとおり、朝からの耐震改修の中にもそのクロスの貼り替え等が入っていたこともあり、それから第2号議案のこともあり、今回関連している内容になってきております。

ただ、今回の第3号議案につきましては、庁舎全体の管理というところで総務財政課が管理していくというふうには上げさせていただいているものでありまして、決して社会福祉協議会が出たというか、移転した後どうすることもできずにとということではなく、庁舎全体としての管理はやっぱり一元的にやっていくほうがいいのではないかとということがありましたので、総務財政課のほうにさせていただきました。

今後の部屋の活用についても曖昧なままとなってしまうところは誠に申し訳ないですけれども、無駄な部屋にはしませんし、それからクラックがあったまま放っておくわけにもいきませんので、改修は入らせていただいております。

庁舎全体の管理、老人福祉センターの管理運営については社会福祉協議会にお願いしておりましたけれども、庁舎全体として総務財政課が管理していくのが運用に合わせて一番適切ではないかと思われましたので、今回の提案になったということで御了解いただきたいと思えます。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号、笠置町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第3号、笠置町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立多数です。したがって、議案第3号、笠置町老人福祉センターの設

置及び管理に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（大倉 博君） 日程第9、議案第4号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第8号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第4号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第8号）の件について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出総額15億4,016万2,000円に、歳入歳出それぞれ946万3,000円を追加し、歳入歳出総額を15億4,962万5,000円とするものです。

歳入は、国庫支出金として新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を750万8,000円、京都府知事選挙に係る府委託金を63万3,000円等を計上しております。

歳出は、京都府知事選挙に係る経費として63万3,000円、新型コロナウイルス感染症対策事業として循環バス購入事業として481万1,000円、空気清浄機購入事業として201万9,000円を計上しております。御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第4号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第8号）の件につきまして内容説明させていただきます。

先ほど町長からの説明にありまして、今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ946万3,000円を追加いたしまして、総額を15億4,962万5,000円とするものでございます。

それでは、歳入のほうから説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

歳入につきましては、ちょっと前後いたしますが、中段、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金といたしまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で750万8,000円を計上しております。新型コロナウイルスの事業に係る交付金でございます。

16款府支出金、3項委託金、1目総務費委託金は、京都府知事選挙が4月10日に執行されることに伴いまして、令和3年度3月の、この3月31日までに選挙に係る経費の交付があるもので、63万3,000円を計上させていただいております。

続いて8ページの歳出のほうの御説明をさせていただきます。

こちらも前後いたしますが、先に京都府知事選挙の説明をさせていただきます。

8ページ下段、2款総務費、4項選挙費、4目京都府知事選挙費で、歳出も63万3,000円を計上しております。3月24日に京都府知事選挙の告示があり、4月10日投開票となっておりますが、3月31日までの選挙事務に係るものの経費でございます。

報酬といたしましては期日前投票の投票管理者、立会人等に係るもの、職員手当につきましては期日前投票等の時間外手当となっております。需用費、役務費につきましては、投票所入場券の発送経費となっております。委託料19万2,000円につきましては、ポスター掲示場の設置の部分となっております。

4月1日から10日の投開票に係るものにつきましては、新年度の当初予算で計上させていただく予定としております。

続きまして、上段、総務費、1項総務管理費で、一般管理費で481万1,000円を計上しております。こちらは新型コロナウイルス感染対策事業といたしまして、町内循環バスの購入事業を計上いたしております。現在、28人乗りのマイクロバスと14人乗りのコンピューターバスで循環バスを運行しておりますが、マイクロバスにつきましては既に走行距離が23万キロを超えており、平成22年に初度登録でしたので11年が経過しております。また、町内の通行となっておりますので、買換えに関しましては同じタイプのコンピューターバス14人乗りで回るほうが便利であるということ判断し、買換えをするものでございます。

役務費といたしましては、自賠責保険登録料、リサイクル預託金等で7万円、備品購入費といたしましては、先ほどの14人乗りのコンピューターバスを460万8,000円、公課費につきましては、自動車重量税や種別割、環境性能割の自動車税となっております。

続きまして、5目の財産管理費、こちら備品購入費で201万9,000円を計上しております。公共施設の長期的感染予防対策といたしまして、備品購入費として空気清浄機を各公共施設のほうに配置するというところで、一括購入し各施設に配付をする予定としております。役場本庁舎、第2庁舎、産業振興会館、保育所、つむぎてらす、笠置会館というふうに配置場所を考えております。

ページめくっていただきまして9ページです。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費200万円の増額となっております。こちら負担金補助及び交付金で200万円を計上しておりますが、昨年12月の第5回補正予算におきまして、町内事業者のオンライン化促進事業について、当初10事業者の補助金で積算しておりましたが、WEB商店街事業の取組も始まり、広報させていただきましたら、問合せも多く、さらに20事業者への補助金の交付を拡大するというもので、上限10万円でありますので、20事業者の200万円を計上させていただいたものであります。

以上、歳入歳出の説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

8ページの財産管理費で、備品購入費201万9,000円が計上されております。これ何で今の時期なのかというのと、それと財源充当もここについては70万円しか充当はされていないということの説明をお願いしたいと思います。

議長（大倉 博君） 前田さん。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問、お答えさせていただきます。

今の時期になってしまったというところは、申し訳ありません、早くから購入の検討を進めておけばよかったのですが、各施設と公用車等、抗菌コーティング等をした中で、あまりこの空気清浄機というものを検討の段階に入っておりませんでした。ただ、今の感染者数の増加というところにも対応するため必要ではないかという話になり、今回計上させていただいたものでございます。

それから、財源充当の70万円ですけれども、ほかの事業で交付金の残が出てくること分かりました。最終的には一般財源と振替させていただく予定となりますけれども、今回の計上額といたしまして、一般財源で上げさせていただいているというものでございます。

3月補正のほうで最終財源のほうを振り分けさせていただきたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

9ページ、町内事業所オンライン化促進事業のことでちょっとお聞きしたいんですが、20事業者追加なんですが、現在何事業者ぐらいで、全体の進捗状況などがあればちょっと

お聞かせ願いたいんですけども。

議長（大倉 博君） 前田さん。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

西議員の御質問ですけども、今現在で2業者のほうから申請を受けております。問合せのあったのは10件以上あったように聞いておりますので、ちょっと最初の枠では足りないかなというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

これというのは参加してくれはった人、それを活用される人が笑顔になれるような事業なので非常に期待しております。今後とも広報なりいろんなことをちょっと頑張って、できる前からこんな言い方するのもあれですけども、中途半端になるというのが一番駄目なので、みんなが笑顔になれるようにモチベーションを上げて職員の方もやってもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第8号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第4号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第8号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第4号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第8号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（大倉 博君） 日程第10、委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、

委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(大倉 博君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

---

議長(大倉 博君) これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

令和4年2月第1回笠置町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後4時45分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員